

[ケース]

Aは借金取りからの差押えを逃れるために、Bに協力してもらい、Aが所有する土地を一度Bに売却したことにした。その後、Bが裏切ってAの土地をCに売却し、Cは当該土地をDに売却した場合、土地はAとDのどちらの物になるのか。

(4) 転得者は第三者に含まれるか B

「第三者」とは直接の相手方に限られるのか、その意義が条文上明らかでないため問題となるが、転得者も第三者に含まれると解される。転得者も行為の外形を信頼することはあり得るし、条文上も特に制限されていないためである。よって、第三者が悪意、転得者が善意の場合、転得者も保護される。

これに対し、第三者が善意、転得者が悪意の場合、転得者は悪意であるから、条文を機械的に適用すると「第三者」には当たらないことになるが、結論として妥当なのか問題となるが、悪意の転得者は善意者の地位を承継すると解される*。善意者を債務不履行責任から逃れさせる必要があるし、法律関係の早期安定の要請のためである。よって、第三者が善意、転得者が悪意の場合、転得者は作為的に善意者を介在させた場合を別として、権利を有効に取得できる。

* 絶対的構成という。

▶論証 転得者は第三者に含まれるか

94条2項における「第三者」とは直接の相手方に限られるのか、その意義が条文上明らかでないため問題となるが、転得者も第三者に含まれると解する。転得者も行為の外形を信頼することはあり得るし、条文上も特に制限されていないためである。

▶論証 第三者が善意、転得者が悪意の場合、転得者は保護されるか

第三者が善意、転得者が悪意の場合、転得者は悪意であるから、94条2項を機械的に適用すると「第三者」には当たらないことになるものの、悪意の転得者は善意者の地位を承継すると解する。善意者を債務不履行責任から逃れさせる必要があるし、法律関係の早期安定の要請のためである。